

国土審議会 水資源開発分科会 第17回調査企画部会
(今後の水資源政策のあり方について 第11回)

平成26年11月17日

【寺田水資源政策課長】 おはようございます。皆様おそろいでございますので、定刻より若干早うございますが、会議を開会させていただきたいと存じます。

会議は10時から12時までの2時間を予定しております。

開会の前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料リストをご覧ください。

資料1 委員名簿、資料2 これまでの検討内容と今後のスケジュール、資料3 第10回調査企画部会議事要旨（答申（素案）について）、資料4 答申（原案）、それから資料5 答申概要（案）でございます。配布しております資料に、乱丁や配布漏れ等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

本日は櫻井敬子委員、清水義彦委員、古米弘明委員、松橋隆治委員、三村信男委員、渡邊紹裕委員は、所用のため本日も欠席との連絡を受けております。

では早速ですが、本日の調査企画部会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、幾つかご報告を申し上げます。

まず本日は、定足数である半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。

本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、議事録についても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中のご発言は認められていませんので、よろしくお願いいたします。会議の進行の妨げになる行為がある場合は、退室をお願いします。

それでは、会場内の撮影は、ここまでとさせていただきます。報道のカメラの方は、ご退室願います。

それでは、これからの進行につきましては、沖部会長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

【沖部会長】 はい。では、本日の議事に入りたいと思います。

議事1、答申原案ということで、事務局より資料を説明していただきます。今回も前回と同様、答申に向けた議論となりますので、質疑応答、意見交換につきましては、すべての資料の説明の終了後に実施したいと思っております。限られた時間ではありますけれども、効率的な進行に努めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず事務局から資料を説明していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

たします。

【芳賀企画専門官】 はい、それでは、資料についてご説明させていただきます。

それでは、まず資料2をご覧くださいと思います。

資料2でございますが、これまでの検討内容と今後のスケジュールということですが、これまで10回の議論を重ねてまいりまして、今回第11回目ということでございます。前回10月3日におきましては、答申素案を提示させていただきましたが、今回は、その時の委員からのご意見を踏まえまして、今回、答申原案を提出させていただいております。今回の審議をもちまして、答申案をとりまとめさせていただきたいと考えております。その後、水資源開発分科会に報告を考えているところでございます。

それでは次に資料3になりますが、第10回調査企画部会の議事要旨についてということですが、前回の部会では各委員からは、いろんなご意見をいただき、その意見を記載させていただいておりますが、これにつきましては、次の資料4答申原案の説明の中で委員の意見をご紹介しますながら、どこが変更したかということについて、ご説明させていただきたいと思っております。

それでは資料4について、説明させていただきます。資料4は、今後の水資源政策のあり方答申（原案）でございます。お手元の資料で委員の皆様には、委員限りということで本文の見え消し版と溶け込み版の2つ用意させていただいてますが、今回は溶け込み版のほうでご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

赤い文字のところは、今回10月3日からの追加修正や表現を適正化した部分でございます。

まず表紙ですが、先回と同じにさせていただいたところです。「幅を持った社会システム」と「次世代水政策元年」、のどちらの言葉も併記をして使わせていただいておりますが、キーワードとして重要だと考えてるところでして、前回の部会の中では、副題についてもいろいろとご意見をいただいているところでありまして、委員の皆様にはご意見もあろうかと思っておりますが、このようにさせていただいているところです。

続いて目次でございますが、一部修正がございますが、表現の適正化ということで、修正をさせていただいているところです。

次の1ページ目からが、はじめにというところです。はじめにですが、本答申の内容が凝縮されている部分でございますが、1ページ目で上段分、これにつきましては、これまでの取り組み、また4月11日に中間とりまとめということで公表したその経緯について記載しておりまして、前回からの修正点につきましては、表現の適正化ということで多少直してるところはございます。特に1ページ目の後半部分、これにつきましては、前回の部会の指摘を踏まえつつ、本答申のエッセンスを記載しているところでございますので、ちょっと読ませさせていただきたいと考えております。

まず、本答申に当たりましては、中間とりまとめにも掲げました今後の水資源政策のあり方における基本理念というものを、「安全で安心できる水を確保し、安定して利用できる

仕組みをつくり、水の恵みを未来にわたって享受することができる社会を目指すこと」としているところです。

そして、この理念を実行するに当たりましては、大規模災害発生時の対応や厳しい渇水への対応、ハード・ソフト1つ1つの要素がつなぎ合わせて、1つの全体システムとして機能するよう、何が起きても対応でき、安全・安心を実現できる「幅を持った社会システム」の構築を目指して取り組むということが重要であるということを示しました。

また、前回の委員のご指摘もありましたが、安全で安心できる水を確保するには、わが国は、降水量が多いことで、急峻な地形や河川が短くて可住地が小さいため、人口が偏重し、利用できる水は限られてるということが前提であるということです。

そのため、これまでの水資源政策におきましては、増大する水需要に対しまして、新たな水資源開発施設を整備することで、供給量のキャッチアップを図ることを目的に展開してきました。

その結果、いわゆるフルプラン水系におきましては、まだ一部の施設は整備中であるものの、多くの水資源開発施設の整備の進展によりまして、供給の目標は、おおむね達成の見通しであります。

しかしながら一方で、今後、気候変動の影響によっては、安全度を超える渇水が発生する可能性があること、また水供給の操作の運用におきましては、取水する河川の流量に従って補給することになります。また、深刻な事態が発生することも予想される場合には、関係者間の調整によって、早い段階から渇水対応を始めて被害を緩和していくことを改めて認識する必要があります。

そういう中で、今後の施設の整備に関しましては、一定の水準に達しつつあるという認識の上で、財政的制約を念頭に置きつつ、費用対効果と地域の実情をよく勘案して実施する必要があるということです。

また東日本大震災におきまして、想定外といひましょうか、設計を超える自然災害が起きることや、機能確保のためには危機管理が重要であることを再認識したところで

す。これらを踏まえると、今後の水資源政策の具体的な取り組みの柱は、必要な地域での施設の整備に加えまして、地震等大規模災害の対応、危機的渇水の備え、水インフラの老朽化への対応、これらのあらゆるリスクに対しまして、限られた資源制約のもとで安全で安心できる水を確保して、安定利用できる総合的な施策を推進することが重要であるということです。つまり、水資源開発の促進から水の安定的な供給へとステップアップすることが重要になっているということです。

以上が、はじめにでございます。

次に、3ページ目から本文でございます。全体を通して赤字で修正しておりますが、主に表現の適正化ということ見直しております。また西暦と年号の両方を提示することとで全体的に見直しております。それ以外につきましては、前回の部会での委員の意見

を踏まえまして、追記、補足等をしております。以降、その意見等で直した分について補足説明していきたいと考えております。

それでは、3、4、5ページについては、ほとんど表現適正化ということで赤字で修正しているところですが、6ページの中ほどに、吉野川水系の例で水の供給能力について書いているところがありますが、その中で、「また、水供給の運用においては、渇水が想定される場合など」という文言の追加がありますが、これについては、前回の委員指摘を踏まえまして、渇水時の水供給の運用について、記述を補足しているところです。

7、8、9ページについては、ほとんど表現の適正化ということで赤字で修正しているところでございます。

10ページのローマ数字のⅠ-2-(3)低炭素社会の実現のところでは、IPCCの報告について記載してあるところですが、今年11月に、IPCCの第5次評価報告の総合報告書の政策決定者向けの要約速報版が出されたところですので、最新の情報を記載しました。現行を上回る緩和策がないと温暖化はさらに深刻化することが指摘されているということです。

次の11ページについても、表現の適正化でございます。

12ページから13ページにかけてですが、13ページの上段のところでは、安全でおいしい水の確保というところの部分がありますが、内閣府で実施しました世論調査の最新の平成26年の調査を踏まえまして修正しているところです。結果的には、さらに安心して飲める水に対する関心が高まっているというところです。

14、15ページについても、表現の適正化、16ページについても表現の適正化ということです。

17ページのローマ数字のⅠ-2-(7)の水資源に関する教育・普及の部分のところでございますが、だいぶ赤で修正しておりますが、これも先ほどと同じように、水資源に対する国民意識について、平成26年に実施した内閣府の世論調査を踏まえて修正しているところです。

水に対する認知度ですが、東日本大震災を経験しまして、大都市における認知度は改善が見られる一方で、若年層における認知度は、全体からすれば、まだまだ低い状態にあるというところです。

次18ページは表現の適正化です。

19ページの下段のほうですが、下段の2)の水インフラの老朽化への対応というところでは、委員からの貯水池の機能低下の指摘に対しまして、赤字で、「施設や貯水池の機能を確実に発揮し続けることを大前提」ということを追加しているというところです。

20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページは、表現の適正化でございます。

25ページの、ローマ数字のⅡ-1の基本的理念のところですが、ここの下段の部分では、委員からの水源地域の振興にも貢献するよう水資源の安定供給に向けた取り組みの重

要性について記載すべきではないかというご指摘を踏まえまして、ここで、「水の利用に当たっては、水資源地域への貢献に配慮することが重要である。」ということを追記しているところです。

次ですが、26、27ページは表現の適正化です。

28ページのローマ数字のⅡ - 2 - (3)の①の一層の安全・安心の確保に向けた発生頻度の低いリスクへの対応というところがございますが、ここについては、多少赤字で修正しておりますが、前回と意味は変わっておりません。表現の適正化をしたというところでは、

29ページでございますが、これは表現の適正化ということで修正しております。

30ページも同じです。

30ページからですが、ローマ数字のⅢの「今後の水資源政策の課題への具体的な取組」のところですが、ここが、本答申の根幹部分でございます。この部分につきましては、特に委員意見を踏まえまして、多く見直しを行ってるところです。

31ページ上段からですが、それぞれ委員の指摘を踏まえまして、まず長期的な視点が重要であるとの指摘がありましたので、それにつきましては、「国土づくりの長期的な視点を見据えつつ」という記述を追記しておりまして、さらに水の安定供給は、地震等大規模地震対策、ゼロ水（危機的な渇水）水インフラの老朽化といった水供給に影響の大きいリスクの発生時に、水を安定的に供給することがいかに重要であるということを追記しているところです。

その下のローマ数字Ⅲ - 1～ローマ数字Ⅴに示す5つの水資源政策にというところも文言を修正しております。これにつきましては、委員指摘を踏まえ、5つの政策15の取組みも決しておろそかにしないということが分かるように明確に表現したというところでは、

同じくその下に赤字で、「既存施設を有効に活用するなど水インフラを賢く使うことに加え」ということを今回追加しておりますが、これにつきましても、委員より、インフラを造ることから賢く使うということを記載するよう指摘がありましたので、追記しているところがございます。

さらに、これも委員指摘でございますが、ICTを含めた技術をもって、今後の維持管理を少ない資源で維持していくことが重要という指摘を受けましたので、これについても、赤字で修正を加えております。

次ですが、32ページの一番上の○の部分でございますが、「1億人程度を維持する将来の人口構造」という表現で追記しておりますが、これにつきましては委員から、将来の人口構造や大都市圏や地方圏域の形成を見据えるべきではないかというご指摘がありましたので、この文章を追記しているところです。

その下のローマ数字のⅢ - 1 - (3) 気候変動リスクの対応のところにつきましては、だいぶ赤字で修正してるところでございます。これについては前回と表現的には変更して

おりませんが、より丁寧に表現したところです。

次に33ページのローマ数字のⅢ-2-(1)節水型社会の構築と水利用の合理化というところがございますが、まず1つ目の○の部分について追加しました「エンドユーザーの具体的な水利用行動に反映されるよう、地域の実状に応じた水の使い方を工夫するための検討を行うこと」というところですが、これにつきましては委員より、地域ごとの多様な水源や水利用にも着目し、地方の工夫を促す水資源政策を考えてほしいというご指摘がありましたので、このような文章を追記しているということです。

次の34ページのローマ数字のⅢ-2-2の水資源・国土管理資源・エネルギー資源の観点からの地下水の総合的管理というところですが、委員から、地下水の保全と検討課題についても追記するようというご指摘がありましたので、ここの部分の○の2番目に「地下水の過剰揚水による地盤沈下及びそれに伴う地下水の塩水化、並びに地下水の汚染を防止するため、地域の実状を考慮した地下水の保全と利用について、検討すること」という記述を追記しているところです。

36ページのローマ数字のⅢ-5の世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開のところがございますが、だいぶ文章的に直しておりますが、これは表現の適正化ということです。

あとは、あとがきということになります。

以上が、前回の部会を踏まえて答申素案を見直しまして、答申原案ということで、今回赤字で追記・修正しているところです。

次にあります資料5につきましては、これまで説明してまいりました水資源政策のあり方の答申の概要について、そのポイントをパワーポイントで新たに作成したものでございます。A4の横になります。ほとんど今まで説明したものの繰り返しということになるものです。

まず「水資源開発を巡る現状認識」ということで、①から⑤に記載しているところですが、戦後、産業の著しい発展、人口の増加に伴いまして、大都市圏を中心に水需要が急激に増加したということと、深刻な水不足を解消するために、昭和36年に水資源開発促進法が制定されまして、水資源開発基本計画いわゆるフルプランに基づきまして、水資源開発政策の整備をしてきました。現在は、まだ一部の施設は整備中ではありますが、現行水資源開発基本計画に示す供給目標は、おおむね達成する見込みであります。

しかし、水資源開発施設は整備されたものの、安全度は一定の水準を目安としたものでありますので、これを超える渇水の発生を想定することが必要であります。また、これに加えて、施設の老朽化や自然災害への対応など、水の安定供給への事前の備えが必要になっております。

以上が、水資源開発をめぐる現状認識です。

このような状況の中でございますが、資料の真ん中の辺りに表しております1の安全・安心水利用社会をはじめとする、5つの水資源政策と15の取り組みということが、中間

とりまとめの中で打ち出されました。

これらの取り組みについては、それぞれが重要ということですが、その15項目すべてを打ち出すのは、なかなか難しいところをごさいます、これについては、今般、方向性として改めて強調するところを整理したというところでもあります。つまり、これまでの水政策におきましては、あまり対応がとられてこなかった低頻度・高リスクな危機事象の対応につきまして、水の安定供給が重要であるとの観点を踏まえまして、3つの柱を立てました。1つ目として、地震等大規模自然災害への対応、2つ目として危機的な渇水の備え、3つ目として、水インフラの老朽化の対応ということで、3つの柱を打ち出したということをごさいます。

つまり、これまで地域に応じて必要な水資源開発施設の整備に加えまして、このような危機的な事象、またはあらゆるリスクに対しまして水の安定供給を図ることが重要であります。つまり水資源開発の促進から、水の安定供給へのステップアップを図るということを提言したところです。

そのためには、いかなる事態が生じましても、柔軟かつ臨機に包括的に対処することができる、幅を持った社会システムの構築を目指すことが重要であるとしています。

これらの対応によりまして、すべての国民が水の恵みを将来にわたって享受することができる社会が形成されるということです。

以上が資料5の説明をごさいます。

【沖部会長】 はい、ありがとうございます。

前回は素案で、今回お示しいただきましたのが原案で、皆様からのコメント、ご提言に基づいて、案として水資源開発分科会に提言するという事となっておりますので、本日は、ただいまご紹介ありました主に資料4につきまして、さらなるご審議、ご意見をちょうだいしたいと思います。

それでは、どのようにしましょうか。まず全体に関しましてご意見ちょうだいしたあと、多少ページを区切ってご意見をいただきましたあとで、また最後に、全体についてご意見をいただくということにしたいと思います。

まず、ただいまのご説明あるいは資料4につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。

じゃあ、まず佐々木委員からお願いします。

【佐々木特別委員】 ありがとうございます。幾つか申し上げたいと思います。意見というか解釈に当たる部分と質問にかかわるところが二、三あると思います。

まず、9ページの上から10行ぐらいのところで一応段落が切れますが、その「財政がうんぬん」というところ、これは8ページの終わりのほうから受けて、要するに、水資源インフラ等々が老朽化していて、それを今後どうするかというところに、9ページの上から本文2行目のところで、お金も、地方公共団体にとって、これは非常にお金がかかるよ、人材問題、技術力も問題、というような幾つか問題がある。それで、特に「財政」問題が

そのあと数行あって、新しい段落で「財政がうんぬん」と、こうなってる。ここの辺りの2行ぐらいを書いています、「地方公共団体等では計画的な維持管理・更新ができず、深刻な事態に陥るおそれがある。」という、こうありますが、ここのところを読んでいて、新たにちょっと感じたことがあって。

それは、この夏の8月の末だったと思いますが、総務省が以前公表したものの改訂版「地方公営企業にかかわる経営問題の留意事項」を出してるのですよ。

そこではどこが、前の旧版というか、それと変わってるかという、留意事項のね、「投資」計画と「財政、財源」の問題、その計画との「均衡」を図りなさいということ、地方公共団体に強く要請している、そういう計画というか詳細を、「経営計画」と言っていたと思いますが、それを提出するというか作って、そういうことを地方公共団体に要求して。そのことと、財政が特に問題だというこの2行、これと非常に絡むんではないかなという感じはしてまして、そういう解釈でよろしいでしょうかというのが1つです。

それから、27ページのところの下から本文七、八行上がったところに、「従来から」という文章がありますね、施設を継続強化した上で運用と、新規のと、こう書いてある。ここのところの表現なのですが、以前はここは、「従来からの施策を一義的に規定するものではなく、これまで実施してきたそれらの施策を継続強化した上での新規の」とこうなっていたわけですね。「従来の方針を一義的に否定するものではなく」というところが今回は削られて、こういう表現に、27ページのこういうふうになっている。

これをどう読むかなのですが、私は個人的にはここを、削ったというか変えたという今日の資料、これはやはり冒頭に、2ページのところの下から三、四行目にあった、要するに「水資源の開発の促進から安定的な供給へ」、「何々から何々へ」という重点移動というかステップアップというその趣旨というか、それは2ページにもあるし、今回の資料、答申案の非常に骨格だと思うのですね。

それは同じく今日の資料の中でも31ページのところを広げていただくと、31ページの上から三、四行目のところにありますね、「何々から何々へ」という。同じように、これはもちろん37ページのほう、あとがきの中ほどにも、「何々から何々へ」とこう書いてある。

重点が移動してるということが非常に重要だというふうに思うのですが、その頭で見ると、ここの27ページの「一義的に何々を否定したものではないがうんぬん」という辺りの今回の文書を見ると、取り方によっては、ちょっと前の表現より文章のニュアンスが、こことこだけ、ちょっと後退しているように見えないことはないのではないかというふうに見るのですが、ちょっとそれは考えすぎでしょうかという辺りね。せつかく2ページ、31ページ、37ページ辺りで、今までどおり「何々から何々へ」と言ってるんだから、これはもう、やはりきちっと書いておいたほうがいいのではないかなというのが1つ。

それから31ページ、これは質問なのですが、中ほど「総合的な」という段落がありますが、「施策の推進に当たってはうんぬん」という、そこのところの「一体的な体制となる」

という言葉がありますが、この用語の持つ、31ページの中ほど、新しい大きなローマ数字のⅢ-1が始まる上のところに「一体的な体制」という言葉があるけど、これのインプリケーションというか用語の持つ意味が、ちょっと分かりかねるということ。

それから同じページの一番下。これは前回ちょっと申し上げたことと関連するのですが、いろんな老朽化対策で、いろいろその施設等のうんぬんというのがあって、一番最後から2行目辺りに「更新・改築・再編、それから必要な施設機能の追加等」という文章がありますが、こここのところの再編か、改築を、この言葉の中に、いわゆる「既存のいろいろな施設等の統廃合」も意味しているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

以上です。ありがとうございました。

【沖部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、忘れないうちに、事務局のほうからコメントをいただけますでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 お答えいたします。

まず9ページでありますけれども、いわゆる総務省からの指摘、これはまさに佐々木先生のおっしゃったとおりで、要するに財源と投資計画は合致させるべき、当たり前の話なんですけれども、それが社会的な認識としては非常に強くなっているということで、再認識をしなければいけない。しかしながら、現状は非常に厳しいということは言っているということでございます。

それから27ページでございます。27ページ下から8行目、「従来からの施策を継続・強化した上で」という表現、決して後退させた意味はないんですけれども、従来からやっていることというのは非常に大事だというのは間違いなくて、それを強調しましょうというところを言ってるので、もし、それが多少の誤解を招くようであれば、また考えさせていただきますけれども、意図的には、そういうことでございます。

それから31ページでありますけれども、一体的な体制というのは、これは前から言っているところで、水資源開発あるいは水資源の安定供給というのは、国で言えば全省庁、それからまた地方と関係機関と国の機関の協調といったものも含めて一体的と言うことです。これは水循環基本法でも言っているところでございますので、それも踏まえて、改めてここで強調をしようというところでございます。

それから、31ページの「更新・改築・再編」というところですが、これは言葉を更新、管理・維持更新だけでは意を尽くしてないじゃないかということがあったので、改築とあるいは再編ということでもありますけど、施設の統廃合ということを明確に意識したというわけでは必ずしもなくて、すべてやれることはみんなやりましょうという意味で、改築・再編といったようなことを記載しているといった状況でございます。

以上でございます。

【沖部会長】 はい、では田中委員、お願いします。

【田中専門委員】 どうもありがとうございました。前回ちょっとさぼりましたので。

今回いろいろ、特に頭書きのところ全体の流れが分かりよくなって、大体の目安にな

ったと思うんですけども。

それで、どういうときでも対応できるという概念が1つ重要だという、概念1つ、今の意見があつて。

そのほかにもう1つ、今回かなり私の認識としてクリアにできてるのが、水資源の位置づけというのは、単に水を供給するところだけではなくて、ここなんかも言葉にはあるわけですけども、利用して、場合によっては最後捨てるところまでを含めて、これ全体が水資源としての重要性があるということを、全体部分のトーンとして言ってきたわけですね。

それから水インフラというのも、水を供給するところだけではなくて、利用した排水を結局処分するところまで含めて、水インフラとして定義しましょうということ言われてるわけですね。そういうトーンで中間のとりまとめは、大体まとめられてたと思うんです。

今回、赤字で足されてるところを少し見ると、その概念が若干書き足りないところがあるかなというのが、ちょっと幾つか気になってるところがあつて。例えば、まず一番最初に、水インフラがいきなり出てくるんですよ。これは前書きだからしゃあないですけど。前回は、一番最初の水インフラが出てきたのは、7ページ目の定義をしたところが、ここで言うと、7ページ目の背景の一番後ろ3行、ここに排水系の概念まで、ちゃんと入ってるんですね。

これをできれば、ちょっとこのまま入れるというのは何か変なんですけども、そういう概念全体が広がってることを、前書きにやっぱりきちんと入れとくべきなんではないかなという、ちょっと感想ですね。

それから、同じようなことが、言葉では利用の問題をしっかりと書いてもらってるんではないと思うんですけど、利用の概念の中には、問題起こらないように使うだけじゃなくて、あとのことを考えてやりましょうと。

ところが、言葉の最後に、今先ほどのキーワードの2ページ目の下から2つ目のパラグラフの2行目のところで、先ほど言われてる水の安定的な供給で、この供給の中には、何か文章の前後から言うと、行政の言葉も何となく入ってるのかなと思うんですけど、通常供給というと、従来のサプライのイメージだけなんです。

ここでは、安定的なやっぱり利用と、利用も含めた供給の問題だと思うんですね。だから、そのことをやっぱり一体化して使ったほうが、概念変わってきたんだということを与えられるんじゃないかなと思うんです。

その概念と同じようなところが、やっぱり幾つか直し足りないところがちょっとあるような気がしてまして。

例えば、ちょっと漏れがあるか分かんないですけど、28ページ目かな、この改訂していただいた、28ページ目の幅を持った社会作りのところの①の東日本のああいう頻度の低い、低いけども、すごい大規模な災害が起こったときの対応で、ここの①のところの下

から2行目のところに、これやっぱり水供給は停止しないように、で終わってるんですよ。

前もその議論をした時に、実は東日本大震災で起こったことは、水道の停止、それからその復旧と排水系の停止と、それから回復にすごい大きなギャップが、また生じてるところですよ。

東日本大震災の時には、たまたま沿岸域だけで、その問題が済んだんですけど、私どもがいる近畿圏、ここでああいうことがもし万一起こると、量はあっても、飲み水なくなっちゃうわけです。そういう概念を、やはりちょっと入れてもらいたい。例えば、これは水インフラが停止しないような、しかも、これは供給するだけの概念じゃなくて、水環境の問題まで、ここがちょっと扱うのか分かんないですけど、そういうものに影響を及ぼさない、あるいは水利用上にその影響を及ぼさないような使い方をしなさいとか、そういう概念を、やっぱりちょっと入れてほしい。

同じようなことが、31ページのところにも、やっぱりあるんですね。31ページの上、先ほど佐々木先生からもご指摘があった言葉の中で、水の安定供給へというところがやっぱりさっきと同じで、僕も、供給のイメージだけでなくて利用という概念をやっぱりここはしっかり書くべきだし、ここの中にやはりその下のところの赤字で幾つか書いてあるところで、インフラの老朽化といった水供給に影響の大きい、これは水供給だけじゃないです。これ下水道系なんかは大変なんですね。だから、水の利用の概念ということも一緒に言葉を合わせてもらいたい。安定的な供給というのと、それから水関係の被害の回避とか、こういう概念も入れてほしい。

それから、ちょっと細かい点なんですけど、そのすぐ下に、先ほど言われたICT、これはすごい重要だと思うんです、これからね。これの置かれてる位置が、確かに既存施設を有効に使うということもあるんですけど、それであれば、インフラを賢く使うことに加えてというか、賢く使うために、実は水のスマート化のためにICTが使われるのが世界的な流れなんですね。置かれてる位置が、何かちょっと変なんですね。もうちょっと前なのかな。ただし、その時に既存の施設そのものの施設、ハードウェアも有効利用ということは多分言われたのかも分かんないんですけども、その辺が、言葉としてちょっと違和感を感じるなという1点です。

それから最後に35ページのところで、低炭素社会のところで、ちょっと1点だけお願いなんですけど。

水の再利用の位置づけを、非常にこういう低炭素社会作りにも役立つと。これを、すべてのエリアじゃないんだけど、明らかに効果のあるエリアが日本の国内にもあることが分かってきてるんですけど、そういう意味では、下水道の最後のところで、熱の利用とそれから汚泥とバイオマスは当然なんですけど、この後ろに、リンの回収のほかに再生水の利用というのをやっぱり明示してほしい。前のほうでやっぱり書いてあるので、そういうことを書いていただければ、全体としては非常によくつながってくるんじゃないかなという気がします。

以上です。

【沖部会長】 はい、ありがとうございます。

では、また事務局側から、返答お願いいたします。

【廣木水資源計画課長】 ありがとうございます。

はじめにの部分、確かに私どもも初めてまとめということでお出ししたところもあって、全体の意を尽くしてない部分は強化する必要があるなと思っております。

その中で、水供給がちょっと前面に出てしまっていてというところがあって、そういう意図で、水供給だけを意図したわけでは必ずしもなくて、水供給は全体を含むと思っておったわけでございますけど、例えば昨今の水循環の流れを汲みまして、水供給を含む水循環システム全体のといったような主文を場所場所に入れていくということは先生のご指摘のとおり全体をよくすることになるのではないかと思いますので、そこは修正させていただきたいと思っております。

それからICTの場所は、確かにICTを入れる場所がうまくはまらないなというのは内部でも議論したところなんですけど、さらにいい場所にはめられる、もうちょっと全体的に読めるような場所があればと思いますので、そこは工夫をさせていただきたいと思っております。

それから、35ページの再生水の利用につきましては、ご指摘を踏まえて入れさせていただきます。ありがとうございます。

【沖部会長】 よろしいでしょうか。

はい、それでは、ほかにご意見ありましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。増子委員、お願いします。

【増子特別委員】 3点あります。

1点目は、質について、もっと重きを置いてほしいなということでもあります。これは水資源政策のあり方ということでもありますけど、水資源というのは、量的なものを以前は指してましたけども、今は、質的なものも含めて言うとは私思っています。

この会の中でもこだわって、だいたい環境基準を見直すべきだということも言ってきましたけれども、確かにこの中のほうでは、個別には、安全でおいしい水への取り組みといった記述も入っていますけれども、全体的に、はじめにというところを読んでも水インフラのあり方についての話で、質的なものというのは、あまり読み込めてない。

やはり、もともと水政策というのは、ダム造り、水源確保ということでやってきましたが、どうしてもそこから抜け切れてなくて、水インフラ主体で流れが出てきてる。それは、すごくもう残念なんですけども。

水っていうのは質がほんとに大切であります。これはもう皆さんご存知のとおり、もう今中国では量的にも困ってますけど、質で困っています。質について、日本の今の経済力、国力であれば、川の水は、もっときれいにできるはずなんです。これが今の現状でよしとしている日本の国の姿勢というのは、ほんとに嘆かわしい限りであるんですけども。

そういった面で、質も含めてトータルとして水資源をとらえたあり方というものを打ち出していただきたいと。今更言うのも何ですけども、僕も、そういうつもりでいろいろ言ってきたんですけども、最後になって前置きなんかを読んでも、そこら辺が読み込めないというのが残念であります。

それと2点目は資料5です。この1枚紙のカラーのもので、最後に一番下に、「すべての国民が水の恵みを未来にわたって享受をすることができる社会を形成していく」というのがあります。これは僕はいつも思ってることで、すごくいいことかなと。これがやっぱり最終的な目標だなというふうに思っています。

それが本文のところで、やっぱり出てきてほしいんですね。本文というか、例えば「はじめに」の最後だとか。単にこれ、「はじめに」の最後を見ると、「フルプランを作成するのに参考にしてください」というもので終わってるわけです。

でも、そんなもんじゃないでしょうと。国土審議会での答申の一番訴えたいことを言うわけですね。だから、こういったところに最後に、やっぱり最終の目標というものをうたってほしいなど。あとがきにしてもいいんですけどもね。それを、ちょっと強く思いました。

それと国際関係の問題、36ページ、ちょっといいですか。

【沖部会長】 はい、お願いします。

【増子特別委員】 36ページの下の方に、世界の水問題解決と国際市場獲得に向けた展開ということで○が4つほどあります。これはちょっと文章の配置の問題なんですけど、1番目で国際会議をやっていくと、5行目に、「これらにより、我が国がこれまで築いてきた国際社会でのプレゼンスをさらに強化することによって、世界的な水問題の解決に貢献すること。」、これはこのタイトルの、タイトルというか一番最後に来るべきものであって、会議やって、そんなことが達成できるわけがありませんので。

それで、私も海外の水道の改善を、今相当力入れてやってきてるんですけども、やっぱり海外に出てって、これはJICAなどの政府支援だとかで実際に出てって、実際に改善してって何ぼの世界だと思ってるんですね。

ですので、これはですから、○を4つ並べた上に最後に、最後のほうに、これを持って行くということにすべきであるというふうに思います。これは配置上の問題です。

以上です。

【沖部会長】 ありがとうございます。

では、事務局お願いいたします。

【廣木水資源計画課長】 ありがとうございます。

最初にコメントいただきました水質に関する強調の部分でございますが、これは全くおっしゃるとおりであり、また先ほどの田中先生のお話とも関連しておりまして、われわれの意図するところは、例えば危機管理ということで水量の危機だけではないと。例えば水質の危機、水質汚濁あるいは水質事故もありますし、渇水のときの問題も、同様でございます。

ます。そういう意味で、おっしゃるところを、特にはじめにのところで意を尽くすように、記述をしまいたいというふうに思います。

それから、資料5の最後の「全ての国民が・・・」というところは、水循環基本計画の精神そのものなんでありますけれども、この最終とりまとめの最後には、水循環基本政策の一部としてとらえていくというところで、全く先生のご指摘のとおりなので、これをはじめに、終わりにもそうかもしれませんけれども、入れてまいりたいと思っております。

それから国際のところは、説明不足というところもございます。先生のおっしゃった最初の○を最後に持っていくというのは、そのとおりでございます。

ここで言ってるのは、必ずしも会議で議論すれば物事が解決するということではないのですが、一方で、やはり国際的に共通の目標を持って世界が1つになって動いていかなければいけない。例えば国連の千年紀目標などもそうございましたし、様々な合意に基づいて国際社会が一体となって動いてる、それが最後に現場での努力とあいまって、結果を残していくということでございますので、まずは、そういう点を申し上げ、多少修文をさせていただいて、それをはっきりさせた上で、この○を最後に持って行くことにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【沖部会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見はいかがでしょうか。じゃあ小浦委員、お願いします。

【小浦特別委員】 細かいことかもしれないんですが、1つはさっきの供給だけではなく利用っていう話にかかわることだと思います。

25ページの2-1の一番最後に、水源地域への貢献に配慮するという、この言葉が何回か出てくるんですけども、水源地域の貢献なのか、貢献への配慮なのか。何かその辺がここがちょっと分かりにくいです。おそらくそれは、さっきの川の水はもっときれいにできるというのと同じだと思うんですけども、水質も含め水量も含め、水の水源地域がかかわってることに對して、どういうふうに安定供給において理解するかというところだと思うんですけども。

気になったのは資料5の同じところ、2-(4)のところに、「水源地域への感謝に根ざした」という表現です。気持ちは分かるんですけども、もうちょっと表現というか、水源地域をちゃんと水循環のシステムの中に位置づけて、全体として、トータルとして重要なことなんだっていうことが、分かるような表現を考えていただいたほうがいいんじゃないかと思っております。

そうすると、水源地域への貢献への配慮、ここの表現もそうなんですけど、先ほど増子委員がおっしゃられたような水質にかかわるような部分も含めて、もう少し上流側をどう位置づけているのかということが分かるような書き方というのを全体にチェックしていただけたらと思うのが1点です。

もう1つは細かい話ですが、水の理解のアンケートの結果が出ているところがありまし

て、17ページですか、水資源に対する国民の意識というところですけども、とても文章が分かりにくくて。例えば第2パラグラフの「地域別に平成24年うんぬん」というのを見ると、知らないとする人の割合は5割から7割の減少っていうと、何となく5割の内の7割が減ったということらしいんですが、これを読むと、5割から7割って増えたんじゃないかって思ってしまう。単純な読み方の話なんです。全体にそういうトーンで書かれていて、ササッと読むと引っかかってしまうので、ちょっと表現を整理されたほうが分かりやすいのではないかと思います。細かい話ですけども、全体にこの赤字のところは、少し整理をいただければと思います。

【沖部会長】 ありがとうございます。

事務局側から、レスポンスをお願いします。

【廣木水資源計画課長】 ありがとうございます。

先ほどの部分は「水源地域への」ではなくて、「水源地域の」でございます。水源地域に貢献しましょうというのと感謝しましょうと一緒に、事務方で頭が1個になってしまっていて、そのような表現になったので、直させていただきたいと思います。

それから同様に17ページの総理府の調査結果につきましては、これは確かに舌足らずのところが多くございますので、平易に分かる表現に変えさせていただきたいと思います。

【塩本水源地域振興室長】 ちょっとよろしいですか。

【沖部会長】 はい、お願いいたします。

【塩本水源地域振興室長】 水源地域への貢献というのは、前回の部会で、部会長が最後にご指摘をいただいた点を受けた表現ですので、これはそれで生かしながら、小浦委員のご指摘の点も反映させていただきます。

【廣木水資源計画課長】 先ほど言いましたように、2つの気持ちが1個の言葉になっていますので、そこは変更させていただきます。

【藤山水資源部長】 発言させていただきます。

【沖部会長】 よろしくをお願いします。

【藤山水資源部長】 思いが幾つかバラバラに入ってるところがありまして。

資料5のこちらの中間報告で書かれているのは、水源地域への結語のところ振興対策になっています。歴史的な経緯から、ダムをつくる時に協力していただいた方々が、ダムを整備するまでは、下流との交流とか地域振興をやっていくという空気ですけれども、でき上がってから10年20年たって、その辺の関係性とどこまで誰がサポートをしていくのかというところを忘れちゃいけませんよという意味で書かれていたのが、中間報告のところの水源地域のとらえ方だったと思います。

後半の部分は、ちょうど水循環基本法の話もあって、森林も含めた水源地域をどうしていくのかという、広いエリアとしてユーザーから水源地域への理解と、あとその保全自体をどうしていくのかも含めた形で、どう書き込んでいくのかというときに、大きく分けると、その2つの思いといいますか、意味合いが入ってくるので、まさしくこの部会として

のとりにまとめになりますので、やはり広くとらえた上で、さらに水源地の振興といいますか協力して下さった方々への配慮と、その両方をやっぱり書く必要があるという認識でまとめながら、そういう形でまとめる必要があるのかなというふうに思いますが。その辺は委員の皆様方のご意向で決まる話ですので、むしろご意見をいただきたいと思います。

【沖部会長】 はい、じゃあ、小浦委員お願いします。

【小浦特別委員】 私が言った水源地域というのは、森林も含めた循環の中での水源という意味で地域的拮がりとして理解して、言わせていただきました。

【沖部会長】 では榎村委員、お願いします。

【榎村特別委員】 はじめにのところですけども、先ほどご意見ありましたように、供給と利用という観点ですが、後ろの方にもエンドユーザーの話が出てきますけれども、これまでの水資源の開発は、産業と人口動態に大きく関連していたと思うんですね。初めの方では非常に、少子高齢・人口減少社会の中で、どのように水の需要が変化するかという議論があったと思います。

はじめにのところについて、一番初めは、世界のところを受けて、次で気候変動などが書いてありまして、後半では、わが国ではということと気候との関係が書いてあるわけですけども、国土のグランドデザインでは人口1億人ということになっていますけれども、それが社会経済状況の変化を起こすという1つの大きな理由や、少子高齢・人口減少社会という人口動態の話が全く抜けておりますので、その視点も少し、はじめにの中に入れておいた方がいいのではないかと思います。

それで、少し細かなところに入っていいのでしょうか。

【沖部会長】 はい。

【榎村特別委員】 もし入れてもよければ、それを受けて6ページのところの下から4行目ぐらいですけども、「また、高齢化、核家族などの世帯人員の変化」というところがございまして、高齢化、核家族化だけではなくて、「単身化」という言葉を含めたほうが、さらに状況変化が分かるのではないかと思います。

それから、35ページの健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会のところですけども、35ページの一番下のところですけども、「排水処理の普及によって自然界から発生するメタン」とか、「自然界から」という言葉がいいのではないかと思います。自然界、排水というのは、人間の行動によって起こったり処理の中で出てくるものなので、自然界という言葉は、あんまり適切じゃないように思います。

それから下のところですけども、「下水熱の利用、下水汚泥等、バイオマスのエネルギー利用及びリンの回収等、低炭素社会に資する」ということで、そのバイオマスエネルギーのところは分かるんですけど、「リンの回収等」という言葉も入っておりますので、大きな表題が、「健全な水・エネルギー・物質循環」というように物質循環が入っておりますので、低炭素社会及び循環型社会に資するということを、リンの回収は物質循環なので、低炭素社会だけではなく循環型社会という、循環型にも寄与するという意味を付け足した

ほうが分かりやすいのではないかなと思います。

以上です。

【沖部会長】 ありがとうございます。

事務局、よろしいでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 ありがとうございます。

6ページにつきましては、「単身化」を入れさせていただきたいと思います。おっしゃるとおりだと思います。

それから、その前提のはじめにのところに、人口動態それから今のわが国の考え方みたいなのは当然入れるべきだと思いますので、入れてまいりたいと思います。

それから、物質循環につきましても入れさせていただきたいと思います。

それから、CH₄が自然界から出てくるというのは、ちょっと表現が舌足らずなところがあつて、もともとそれは自然界から出てくるんだけど、物質処理を経由して出てくるという意味だったんですけど、そこは表現を修正をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【沖部会長】 ありがとうございます。

今の最後のCH₄のところは、排水処理を推進することによって、その分、今まで出ていた自然界からの分は減らすと、そういう意味だと思います。

【榎村特別委員】 そういう意味でしたか。

【沖部会長】 はい。その分というのが抜けてるので。

【榎村特別委員】 少し、これだけは分かりにくかったです。

【沖部会長】 分からないですね。本日コメントをいただく際には、ここをちょっと変更した方が良く、とおっしゃっていただくよりは、具体的にどこをどう変えたほうが良いという風におっしゃっていただかないと、必ず反映されるとは限らないと思われまので、そこを踏まえてコメントをいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、じゃあ、お願いいたします。

【児玉専門委員】 今の榎村委員のに関連するんですけども。

この中の議論で、長期的視点というもののタイムスパンをどれぐらい取るのかというような議論があつたと思うんですけども、その辺の確認をちょっとしておきたいんですが。

この中に、今年の骨太の方針で、先ほど出てる50年後に1億人程度の社会ということを言われてるんですけども、この長期視点というのは大体50年ぐらいって考えたらいいのかなというふうに思ったんですが、その辺は、どう思ったらよろしいでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 このあり方そのものが、あと50年通用しますよという気はないんですが、人口動態につきましては、1億人が50年後という将来像があつて、それを見ると、直近10年20年では、こういうカーブになりますということ言いたかったところでございます。そういうタイムスパンだとしてご理解いただければと思います。

【沖部会長】 よろしいでしょうか。

はい、それでは小泉委員、お願いします。

【小泉特別委員】 ありがとうございます。

全体の流れの中で、今回説明を受けまして、水の安定的な供給へのステップアップというこの言葉が出てきたのが、何かすごく私はいいかなというふうに思っております。

それで資料5にも、水の安定供給へのステップアップというふうに具体的施策3本の柱が具体的に出てますので、分かりやすくなってきたかなと思います。

この会でずっと、幅を持った社会システムの構築とか、あるいは次世代水政策元年とか、この答申のサブタイトルにもついてまして、私はこれはこれで非常によく理解できるし、こういうことだなというふうに、ずっと思っているのですが、例えばこれが一般国民に見ていただいたときに、やっぱりちょっと分かりにくい概念、言葉かなという思いがあります。幅を持った社会システムというの、この会の最初のほうで、けっこういろんな議論がありましたし、いろんな考え方があつた。

そういう中で、このサブタイトルに逆に、こないだ説明を途中でお受けした時に、水の安定供給へのステップアップ、この言葉がすごくなじむもんですから、こういうサブタイトルにしたほうがいいんじゃないかなんていうふうに思うぐらいなもので、これ、どうしてこういうものをサブタイトルにしないのかなんていうのが、ちょっと気になったところでございます。

それで、そういったサブタイトルも、これから大事だと思うので、従来のサブタイトルでずっと続けるという意見もあろうかとは思いますが、私の意見としては、水の安定供給へのステップアップ、何かそれが、先に進むようなイメージを一般の人たちに与えるので、そちらの方が、何かよりベターかなと。内容が幅を持った社会システムを考えることであるし、次世代へ向けて水政策を考えていくということだと思っておりますので、そういうアピールの仕方ですかね。それが1点でございます。

それからもう1つは、ゼロ水というのは前にもいろいろ議論したんですが、ゼロ水を考えておく、それはすごく大事なことであり、水資源政策に想定外なんて言い訳があつてはならないので、そういうことは考えておくということは非常に重要なんだけど、それをこの前提にしてはいけません。ですから、これは絶対に回避しなさいといひ、ゼロ水なんてことが今後起こりえたら、これは大変なことになるわけで、それはあつてはならないことだと思つたので、水資源計画としては、そういうことは絶対に回避する計画であつていただきたいと、こう思つた。

「備え」という言葉が資料5にあります、ゼロ水への備えというのは、何かそれをどうも受け入れてるようなイメージがあるんで、もうちょっと一般国民に示すときに、そんなことはあつてはいけませんよということが分かるようなイメージでちょっと言葉を。何という言葉がいいのか、先ほどの座長のお話で対案を出さないといけませんけど、ゼロ水の回避とかそういう、その言葉もあんまりいいとは思いませんけど、何かその辺を、

備えるんじゃないなくて、それを絶対防ぐ、そういうことがないようにする、そういうふうなイメージでお願いできればありがたいと思います。

以上の2点でございます。

【沖部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 最初のサブタイトルの話、実は事務局的にも、先ほどご指摘があったステップアップのほうをサブタイトルとするというのかどうかというのは内部で議論いたしました。ここは非常に大事なところがありますので、先生方のご議論の結果によると思っております。われわれとしては、これをステップアップというサブタイトルにする案もあり、それから、幅を持ったでそのまま継続する案もあり、あるいは2個並列させる意見、やり方もありと、いずれもあると思っております。ここ非常に大事なところですので、ご議論を頂戴できればと思っております。

それから、「ゼロ水の備え」は確かに私どもは、こういう想定外に対して、ゼロ水みたいな事態に対して思考停止をしてはならないという意味でしたが、確かにそういうふうに取りられがちです。要するに、ゼロ水を容認してるように取られてはならないと思っておりますので、ちょっとここは事務局のほうでも考えさせていただき、もし、よい言葉がありましたら、何か考えていただきたいと思います。

【小泉専門委員】 ありがとうございます。

【沖部会長】 ゼロ水を想定せざるを得ないような1000年に一度、2000年に一度で稀だけど深刻な渇水をもたらすハザードというのはありえるだろうと考えられます。そのときにも、深刻な社会的影響を及ぼさないようにするというのは、長い表現では多分そういうことで、それを短く表現すると「備え」となってるんだと思います。どんなときにも対応できるような事前の準備をすべてしておいて決してゼロ水は生じさせないというのは、やはり若干無理があるというのが本部会での多分共通認識だったと思っておりますので、表現的に気をつけていただければと思います。

ただいま、サブタイトルについて議論してほしいということがございましたので、このあと木下委員と清水委員からコメントをちょうだいしてから、サブタイトルの議論をしたいと思っておりますので、ちょっと皆さん、お考え願います。

じゃあ木下委員、お願いします。

【木下専門委員】 資料4の最後の37ページあとがきのところ、下から3行目に「本答申が、今後、水系毎に水資源開発を見直す際に新しい計画を策定する上での基本となるものとして」とありますが、私は、水資源開発促進法をこの際変えて、水資源開発基本計画という名前が変わると思っておりました。開発という言葉を取るとか、開発から安定供給にするとか。

既存の制度を前提にした表現よりも、この水資源開発基本計画制度を見直すというほうがいいと思います。どうしてもこれが変えられないのであれば、しょうがないのかもしれませんが、もし何か考えがあるのであれば、お聞きしたいと思います。

【沖部会長】 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

【廣木水資源計画課長】

必ずしも水促法体系の改善あるいは体制等の改善を視野に入れてないということではなくて直近といたしますか、現行の水資源開発基本計画は、ひととおり期限がまいりますので、これは見直すときに、この最終答申を考慮してまいりますという意図であります。

制度につきましては、別にここに今、表現をしてるわけではございませんけれども、併せて、先ほど申しました水循環基本法の成立もありますので、並行して考えてまいりたいというのが、現在のところでございます。

【沖部会長】 よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

【藤山水資源部長】 最後の挨拶のところでおうと思っただけなんですけど、むしろ、まとめるに当たって、そもそも論の話で、入口のところと出口のところをどう考えるのかというところで頭の整理をしておいたほうがいいかなと思って、ちょっと発言させていただきます。

実は、この調査企画部会がぶら下がってる分科会は水資源開発分科会になってます。ですから、先ほど木下委員からお話がありましたように、大きく枠組みを変えるのであれば、それについても、何がしかのご意見なり方向性をお示しいただいたほうがいいのかもしれない。

その一方で、この報告書といたしますか原案の中にも、ただ地域によっては、開発という言葉が適切かどうか分かりませんが、水資源供給施設というのは引き続き整備が必要な地域もございますので、その辺は誤解を受けないようにしなければいけないというのが前提としてあるかと思えます。

法改正につきましては、現時点でははっきり分からないというのが、ちょっとテクニカルな話ではあります。法律を改正するということと実運用として中身をどうしていくということは、大きく切り分けて考える必要があります。当然、法律を新しい形として変えることができるのであれば、それも含めて併せてやっていくべきだろうというふうに思いますけれども、これはちょっとテクニカルな話になります。

そういう意味では、現行の法律で水資源基本計画を策定することとなっており、なおかつ書き込むことがある程度限定してるような書き方になってますけれども、法律をそのままにして基本計画自体中身を充実することは、何ら問題はありません。

ですから、法律を変えていく方法と、現法体系の中で、そもそも論として全体としてどう変えていくのかというやり方はありますので、これはこの答申を受けましてから、何がベストでできるのかということは、それを受けて、またこちらのほうで考えたいというふうに思ってます。

話がどんどんどんどんと広がっていくんですけども、今までダムの整備というものを「水資源開発」という呼び方をしてきました。実は、数か月前にこのポジションに来た時

に、違うんじゃないのと。でき上がったあとは水資源供給施設になるので、そうすると、ダムで貯めた水の水がめと、あと供給施設というと、管路と水質まで含めると、浄化施設から、そこから水道施設も全部含めますので、それを一言で水資源供給施設と言うと逆に誤解を招くから、水資源開発で施設でいいんだみたいなロジックで、またグルッと戻ってくるということもありまして。

ただ、やっぱり概念としては、大きな水資源供給施設の一部なのかなというふうに思いまして、そういう意味では、今後、言葉の使い方も再定義をしていく必要があるのではないかなというふうな思いが、個人的にはございます。

ですから、今日、前半の部分でも、水質の話等も含めまして水インフラと言ったときに、もともとのこの水資源開発分科会の立ち上がり自体が、歴史的な経緯を示す問題としては、課題としては、いかに水資源開発施設というものを整備し需要を賄えるようにしていくかということから始まっておりますので、まさしく先ほど50年なのか10年20年のスパンなのかという話がありましたけれども、一定の整備量ができて、ある意味、複視眼的に物事を考える、もう相当前からその時代になってるとは思いますけれども、それを改めて整理して、これからどうしていくかという、ちょっと話はまとまりませんが、そういう今回は部会の位置づけだったのではないかなというふうに思っておりますので、最終的にどういう形で答申として表現されるかは委員の先生方にお任せする。当然これは部会としての答申になりますので、お任せしてまとめていただければというふうに思います。

それが厳しい表現であっても、受けたら、できることとできないことはまた考えてそれ、通常の答申ですと、もうまさしくこうやってくださいみたいなところもありますけれども、大きく転換期にあるところもあると思いますので、その辺は部会としてまとめていただいて、それで、それに対してどう対応していくかということについては、今の時点で、分かりました、こうしますと言い切れない部分もあるものですから、どんなまとめ方がよろしいかも含めましてご議論いただければと思います。

【沖部会長】 ありがとうございます。

この会議は審議会の分科会の下で、この文章は事務局に素案を作っていただいておりますが、本来委員の皆様方の文章であるということですから、そういう意味では、委員の皆様方の文言を最大限尊重して盛り込むのが筋です。ただし、逆に言うと、別にわれわれは何ら権限があるわけではございませんので、その中で実際にその施策になるかどうかというのは、また行政、あるいは最終的には国民の信託を受けた政治家の先生方が決めるというのが原則ですので、そういうことを考えますと、やっぱりこうしたほうがいいんじゃないかという具体的な、しかも今の段階では、文章でご提案いただくのがいいんじゃないかと思います。

じゃあ清水先生、お願いします。

【清水特別委員】 安定供給だけではなくて、量的なもの、質的なものを含めてということで、よく書けていると思います。今までの政策的な、水資源の量に追いついていこうと

いうところから、ずいぶん考え方が変わってきてるなということも打ち出てると思います。

ただ1つだけ。前にも言いましたが、ここでは水循環のことも書いているし環境のことも書いている。この中で議論されたということで水循環基本計画ではその一部引用されて計画のバックグラウンドになったり、それから、どんな名前になるか分からないけれども、この中から一部がバックグラウンドとなって、今後の水資源開発の計画、フルプラン的なものが出てくるという、そういう意味では、これは何も安定供給だけに限ったわけじゃなく、幅広い視点から、今後の水資源政策がどうあるべきかということを言ってると思うんですね。

ところが資料5、これはコンパクトに書いてあるようで、水の安定供給という最初のこの5つは良いですが、その下に水の安定供給のステップアップとして具体的な施策の3本柱というように書かれるものが出てくると、どうしても、いわゆる量的な供給的なものがすごく前面に出てきてしまう。特に、大規模地震災害対応とかゼロ水等水被害の下に、※の注意事項として書かれているのを読むと、上記対策を実施するに当たっては水質の保全とか、水の循環の健全化とか、そういったものも推進しますというように書かれていると、対等じゃないわけです、書き方としては。せっかくこの議論をしたものが、うまくここに見えるようにしていただきたいと思います。

それで、もしそういうものがなくて、ここの表題が水の安定供給へのステップアップという表題が変わってしまうと、単にまた量的な話だけのイメージが強くなってしまいますので、その安定供給の中身には、質的なものがあれば、利用も含めた先ほど田中先生が言われたような議論がこの中に盛り込まれますという見せ方であるなら、副題も良いかというような気がします。

以上です。

【沖部会長】 よろしいでしょうか。コメントよろしくをお願いします。

【廣木水資源計画課長】 ありがとうございます。

資料5でありますけど、御指摘のとおりです。

最後の部分は、確かにこの3つの柱というのは左半分ぐらいに置いといて、右半分にもっと今までも議論いただいた、本当にステップアップするために何が必要かというのが入っててしかるべきかなとは思いますが。ですから、この資料は初めてお出ししてご意見ちょうだいしたわけですけども、事務局としても改善をさせていただいて、最終的には、すべての国民が水の恵沢を未来にわたって享受するという形に、すっきり理解がなされるようなペーパーにしてまいりたいと思います。

【沖部会長】 ありがとうございます。

ひととおり委員の先生方、お話しいただきましたので、ちょっと私からも何点か、質問させていただきます。

まず、資料4の37ページ最後のあとがきのところです。キャッチアップとステップアップが対応してるんだと思うんですが、片仮名語はどうかという気もしますので、例え

ば、「そのうえで、これまで水需要の増大に対して新たな水資源開発施設を整備することによって供給量の増大を図るという後追的な水資源政策から」ということで何ら問題ないんではないかと。「供給量の増大を図るという後追的な水資源政策から、水インフラの老朽化対策や地震等大規模災害、ゼロ水（危機的な渇水）などの危機事象時においても」、その次なんです、水の安定供給を目指していたのは開発時にもやってたわけですから、ここで何か新しいことのように言うというのは、またおかしいと。

何が違うかといいますと、今それなりに達成できた水の安定供給というのが脅かされる可能性がある。それは長期的な気候変動であり老朽化であり、あるいは今まで想定していなかった大規模な災害であるということからしますと、水の安定的な供給を目指すんじゃなくて、水の安定的な供給が持続的に維持されていくようにするのだ、ということが多分言いたいことだと思うんですね。

なので、そういう意味で申しますと、「水の安定的な供給が確保されるよう、持続可能な水インフラシステムの構築を目指す。」とか、ちょっと長くなってしまいますが、そういう言い方ではどうか。あるいは水インフラシステムというのが、先ほどの部長の話に対応されますと、水の安定的な供給が確保されるよう、持続可能な水資源供給施設の構築を目指す、あるいは「水資源供給システム」ですかね、の構築を目指すといった言い方でどうかというふうに思いました。

さらにそのあとなんです、**「ステップアップ」**は「さらなるシンカ」ですかね、シンカを進化にするのか、深化にするのかというのは、もしかすると行政用語はだいぶ意味が違うかもしれませんが、ステップアップに近い意味のほうを選んでいただいて、「さらなるシンカを図る」というのがいいんじゃないかと思います。

さらには、先ほどの水資源開発基本法をどうするかということへの含みを持たせるという意味では、そのあとの下から2行目ですけれども、「また、水資源の諸施策の検討に反映される」の前に、「また、抜本的な制度の見直しも含めて、水資源の諸施策の検討に反映させることを期待するものであり」というのを一言入れていただいではどうかなというふうに私は思います。

もし委員の先生がやめとけというのがありましたら、どうぞおっしゃってください。

そのあと31ページに戻りますと、このところに**ステップアップ**とか**安定的水供給バランスの確保**というのがあるんですが、この辺は、先ほど申し上げたのに併せて修正いただいではどうかというふうに思っています。

2ページのはじめにの最後の部分なんですけれども、ここも、先ほどの**ステップアップ**をシンカにしたほうがいいんじゃないか、それで、水の安定的な供給は、水の安定的な供給が確保されるよう、持続可能な水インフラシステムの構築を目指すとかいうふうに書いていただいたらいいと思っております。

その1つ上で、「総合的な施策を推進することが重要である。」に、ぜひ、「長期的な視点に立って」という一言を入れていただいではどうかと思います。その長期が何年かという

のは、最後の資料5にあるようにほんとは未来永劫なんだと思います。ただ、未来永劫と
いったときに、今のシステムがそのままいいわけではない、今決めたものがそのままい
くというわけではなくて、様子を見ながらどんどん変わっていくんですけども、やっぱ
りそういう目的が今置かれたと。今までは、とにかくまさにキャッチアップで、足りない
から、とにかく供給を増やそうとしてきた、ところが、今はそれなりに供給が維持でき
たので、この状態をもっと持続したいねと、みんなが未来に向かって水で困らないよう
にしたいねと思ったときに、どういう危険性(リスク)があるのかということ事前に察知
して、事前に対処したい、ところがお金も限られてますから、計画的に効率的に今のサ
ービスが維持できるようにしていこうと、そういう視点が必要だという思いがどっかに
やっぱりないと、いけないんじゃないかと思えます。中を見ますと、長期的なというの
は何箇所か出てくるんですが、ぜひ最初にも入れていただければというふうに思いま
す。

ということですが、あと少しまだ時間がございまして、先ほど申し上げました副題
のところ、どういう副題にするのがよいのか、ご忌憚のない意見をちょうだいできれ
ばと思えますけれども。

はい、じゃあ佐々木委員、お願いします。

【佐々木特別委員】 現行の題もなかなか魅力的だなというふうに思いますが、先ほど
の水の開発促進から安定供給へという、それも事務局側でもいろいろ話題になったと、
副題はどうするかというときにお聞きすると、今までの「幅を持った社会システム
の構築」という言葉も生かしながら、「水の開発促進から安定供給へ」という言葉も両
方生かすとすると、例えば「幅を持った社会システムに向けた水資源政策のあり方」
という、それをメインタイトルに例えば持って行って、サブタイトルで「水の開発促
進から安定供給へ」というのもありかなというふうに、ちょっと思いましたけど。長
いですが、メインタイトルが。

【廣木水資源計画課長】 1点だけ。サブじゃない主題のほうなんですけど、実は大臣
からの諮問が、「今後の水資源政策のあり方」です。ちょっとここは、動かすのが難
しいかなと思えます。

【沖部会長】 ほか、いかがでしょうか。

社会システムというのは、やはり私は何となく広すぎて、ここは水システムとか水
資源システムにしたほうがよくて、そのときに、やっぱり長期的なっていう意味で
言うと、幅を持ったも大事なんですけど、持続可能なとか。

ただ、ちょっとそれを言い出すと、持続可能でレジリエントな、と、ありきたり
の表現になってしまいます。そうなってくると、独自性が減ってくるということで、
その間ぐらいい。幅を持ったですね。幅を持ったは、持続可能なという意味はござ
いますでしょうか。

では、お考えいただいている間に、先ほど最初に私、細かいところを全体にしまし
ょうと申し上げて、細かいところをお聞きしてないんですけど、細かいところで、
その他お気づきの点がありましたらお願いします。じゃあ小泉委員、お願いします。

【小泉専門委員】 大変細かいところで恐縮なんですけど。

8ページのところに、リスクへの対応状況というのがございます。そして1行目で、「水インフラの耐震化率は、水道施設の基幹水路」という言葉が使われてるんですが、水道の場合は「管路」という言葉でを使用していますので、水路は管路に直していただきたい。

ここでは、管路の耐震化率33%とありますが、今、厳密には基幹管路で33.5%という数値が厚生労働省で出ていますが、管路だけではなくて、浄水施設が21.4%とか、あるいは配水池が44.5%とか、そういう耐震化率は公表されております。

この基幹管路というのは、管路の中のまたごく一部なんですけれども、ですから、耐震化率はこのまま生かそうとすると、途中に「例えば」という言葉を入れていただければと思います。基幹管路で33%、浄水施設で大体21%で配水池で45%ぐらいですから、大体33%と言ってるのは悪いことではないので、宜しくお願いします。あと工業用水が管路で28%で、農業水利施設については、これは用排水機場ということで、これは施設になるんですが、これが3割程度、これは単位が%ではないのですが、その辺をちょっと工夫していただいて。

細かいところで申し訳ないんですけど、ちょっと、そういう修正をよろしく願いいたします。

【沖部会長】 よろしいでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 はい、そのように修正いたします。

【沖部会長】 はい、ありがとうございます。

ほか、細かい点含めまして、いかがでしょうか。

はい、じゃあ田中委員、お願いします。

【田中専門委員】 いろんな意味が、いろんなところで、いろんな言葉が使われているので、そのポイントポイントごとに使い分けられてるものと、実は同じ概念だけど、用語がちょっと違ってるところが幾つかあると思うんです。

それがやっぱりちょっと気になってるものが、やっぱりわれわれの分野で言うと、例えば、てへんの排水という言葉、それから下水という言葉と、それから水処理と言ってるときも、浄水処理のことを言ってるのか、あるいは下水処理のことを言ってるのか。この辺がまだ、ちょっと何か気持ちが悪いところがあるんですが。

逆に、そこを両方含めた概念、例えば水処理のほうなんかで言うと、浄水処理と下水処理というのは、昔こんなに違ったんですよ、もう方法論が。

ところが、だんだんだんだん、ターゲットにしてるものが共通になり始めたんですね、リスク物質だったり、あるいは病原性微生物の問題だったり。そうすると処理方法が一緒になってきちゃって、出てきたものの水の質的なものも、再生水なんかは区別つかないわけですよ。英語で言うとウォーターとウェストウォーターの差はどこにあるかというのが、まさに区別がつかなくなってくる。

だから、そういうような、まだ概念のところの幾つかやっぱりあって、先ほどの水イン

フラにしても、水インフラでも、かなり広い概念が入ってきたんで、あるところでは水供給システムと排水システムは別々に書くべきところと一緒になってるところがあったり、あるいは、これは水供給システムだけだから水供給システムという言い方になってるところがあったり。

そこをちょっともう1回、われわれも見ないといけないんですけど、ちょっとその。おそらくどっかで、何かほんとはグロッサリーみたいなのを作って用語統一作っちゃって、それで、ここはほんとに意図的に使ってるのか、使い分けてるのかを、最後にちょっとやっていただけると、より理解しやすくなるかなと、ちょっと、そういう気がしました。

【沖部会長】 いかがでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 おっしゃるとおりにいたしたいと思います。

今までご指摘いただく中で少しずつ整理もされてきたとは思いますが、最終でございまずので、先生のご指摘のとおり再度よくチェックをして、分類整理がきっちり分かるようにしていきたいと思います。

【田中専門委員】 もう1回よろしいですか。

それに関係してなんですけど、さっきのやっぱり利用ってという言葉、供給という言葉の中にどの程度その利用、しかも利用どこまで入るのかというのも、やっぱり最初にちょっと定義しとかないと。これはいろんな、先ほどの話じゃないですけど、あまり長い言葉は使いたくないんだけど、ある昔からの概念で使われている言葉と今度は新しく入れてる、特にそういう重要な概念のところ、どっか最初のほうにちょっと言葉を定義されたほうが、やっぱりいいのかなと思います。

【廣木水資源計画課長】 承知しました。概念整理も併せて、最初にやるのか、最後につけてグロッサリーにするのかは別にして、改善させていただきたいと思います。

【沖部会長】 はい。「水インフラ」という言葉も一貫して使われているかどうかの辺り、注意して、修正よろしく願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

【小浦特別委員】 質問していいですか。

【沖部会長】 はい、じゃあ、小浦委員、お願いします。

【小浦特別委員】 今の田中先生のお話で出てきた利用の概念、あるいは、もうちょっと全体のシステムとして今回とらえてるというところで、サブタイトルとも関係すると思うんですが、水の安定的供給を、もし使うなら、先ほど清水先生もおっしゃいましたように、きちんと定義してから、ここの答申ではこういう意味ですよって言わないと、やっぱりタイトルに使うのは、ちょっと危ないのかなという感じがします。

おそらく、部会長が持続的という意味が入りますか指摘されたのも、多分、安定的という言葉の中にそういうニュアンスが入る、そういうニュアンスなのかどうかというときに、量的な安定ということと、システムとしての安定ということとか、いろんなニュアンスが混ぜこぜに議論されている。皆さん意識の中で、私も混ぜこぜにしゃべってるところがあ

ると思いました。今日すっきりしたところがあるんですが、まず、そのあたりについてサブタイトルの議論をしたほうが安全なような気がします。

【沖部会長】 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたのは、先ほどの話で、水の安定的な供給を可能とする水システムの構築とか、そんな感じなんですかね。

【小浦特別委員】 そうですかね。

【沖部会長】 もしサブタイトルに使うとしますと、水の安定的な供給。可能とするじゃないですね。安定的なっていうのが、どういう意味かになる。今、可能じゃないみたいじゃないかと言われると、またあれですね。可能、供給を持続可能とする。

【小浦特別委員】 「幅を持った」を生かすならば、幅を持った水資源システムの構築による水の安定的供給とか、供給へとか。

【沖部会長】 幅を持った。

【小浦特別委員】 水資源システムの。

【沖部会長】 水資源システムの。

【小浦特別委員】 構築による水の安定的供給へとか。

【沖部会長】 長くなっちゃう。

【小浦特別委員】 安定って、どうしたらいいですか。よく分からない。

【沖部会長】 「幅を持った水資源システムの構築による水の安定的な供給へ向けて」と、そういう形ですね。

【小浦特別委員】 それでも供給の概念はどこかで整理したほうがいいんだろうというのが、今日の議論で感じるところであります。

【沖部会長】 少なくとも「社会システム」よりは、今おっしゃっていただいたように、「幅を持った水資源システム」としたほうがよさそうに思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。その水資源システムというのは量も質も含まれるし、現在の水資源開発基本計画ではその他事項に含まれている様々な、先ほど部長がおっしゃった、充実させることが可能だといった、様々な要素が含まれているというふうな理解ではありますが。

【清水特別委員】 それは、水資源に対する教育や啓発、国民への何て言うか、そういうものも含めてという意味になりますか。

【沖部会長】 なりません。

【清水特別委員】 社会だと、そういう面が含まれますよね。よろしいですか。

【沖部会長】 はい、お願いします。

【清水特別委員】 この表紙を見たときに、まず読んでみようかなと思うキーワードとして、幅を持った社会システムの構築というもので何か興味を誘います。

【佐々木特別委員】 とりあえず。

【清水特別委員】 ここに水資源の政策のあり方と水資源のって言ったら。

【小浦特別委員】 重なりますよね。

【清水特別委員】 水資源のことしか書いてないんだろうなと思います。

もう1つは、この中を開いていくと、それ（幅を持った社会システムの構築）がかなりの説明力になっているところが25ページ、今後の水資源政策のあり方のところから理念を実行するに当たっての考え方ということで、幅を持った社会システムの構築というようになっています。

ここで言葉を変えると、方向性が非常に大変にならないかなと思います。

【小浦特別委員】 確かに社会のほうがいいですね。

【沖部会長】 なるほど。

【佐々木特別委員】 元通りでいいのではないか。このままで。

【沖部会長】 それにしようっていう意見が出ない限りは、大体そのままが一番いいですね、拙速に変えるよりは。

はい、小泉委員、お願いします。

【小泉専門委員】 よろしいですか。私はさっき意見を申し上げたステップアップという言葉が気に入ったんですけど、座長のほうで、そういう片仮名はやめようということだったので。

そういう意味ですと、これ副題がさらに括弧付きというのも何なので、今の議論の中で、何とかのその構築を目指してとか一步前進するようなイメージを打ち出してもらいたいなと。括弧書きの何とか元年なんていうのは、もういらないので、「幅を持った社会システムの構築を目指して」でもよろしいですし、そういうふうな何か、今から次の時代へ行くよというふうなイメージが、この副題に入るとよろしいんじゃないかと思います。

【沖部会長】 はい。じゃあ、お願いいたします。

【増子特別委員】 何か議論が収れんしていきそうなところで、ちょっと言うのも気が引けるんですけども。

さっき、水の恵みを享受できるというのがピンと来るというお話をしたんですけども、そのほうが、要するに水質も含めての話で、日本国民、日本国は本当に水に恵まれてるんだけど、実際にそれを、ほんとに水質な面でも量的な面でも、うまくシステムがいつてないから享受できてないので、それを改善して享受できるようにしていこうという、そういう強い意志を出すのに、これがいいんじゃないかと思います。「水の恵みを享受できる社会へ」とか、「社会の構築に向けて」とか何か「水の恵みを享受できる社会へ」とか、あとはちょっと、ごろがよいような、それがいいかなと、僕はちょっと実は思ってます。

【沖部会長】 ありがとうございます。確かに「水の恵み」はあったほうがいいようにも思います。幸いまだ時間ございますので、頑張りましょう。

まず次世代水政策元年、恐縮ですが、ちょっと長さの問題からしても減らす方向にして、「水の恵み」と「幅を持った社会システム」、うまくくっつけていただいて。若干長くなりますが、「水の恵みを安定して享受できる幅を持った社会システムの構築へ向けて」ぐらいですかね。もう1回申し上げますと、「水の恵みを安定して享受できる幅を持った社会シス

テムの構築へ向けて」と。

【増子特別委員】 長いから、「安定して」は取っちゃって、水の恵みを享受できる、何でしたっけ。

【沖部会長】 幅を持った社会システムの構築へ向けて。「安定して」いらぬですか。幅を持つのがなぜ必要かという、安定してないからだということだったと思うんですね。ただ、副題ですので、何だろうと思わせて、中を読んでくださいというのもありかなという気は確かにいたします。

そういう意味では、おっしゃるとおり短いほうがかっこいいですから、「水の恵みを享受できる幅を持った社会システムの構築へ向けて」。皆さんの名前がついてウェブ上で公開されます。いろんな人から「何だ、あれは」といわれないタイトルがいいですね。

【清水特別委員】 ちょっといいですか。その場合でも、括弧付きは取らないでしょ。括弧幅を持った社会システム括弧閉じ。

【沖部会長】 その括弧は取らないです。ありですね。

【清水特別委員】 取らない。

【佐々木特別委員】 これはあり。ないと。おかしいですね。こちらの方は。

【沖部会長】 わかりました。そうしますと、「水の恵みを享受できる『幅を持った社会システム』の構築へ向けて」と。

5分ぐらいして、皆さんでやっぱりやめようということになった場合は、そうしたいと思いますが。

【田中専門委員】 ちょっとお願いします。

最後の部分の構築に向けてと、えらい何かのんびりしてるような、ちょっとイメージがあって、ここで何か先ほどの話で、かなり大幅に劇的に変えたんだっていうのを。例えばもっと転換とかチェンジという言葉何か出したほうがいいんじゃないかなというちょっと気がするんですけどね。えらい将来の話ばかりやって、みんなでいつかやりましょうねっていう何かイメージが強くなっちゃうような気がちょっとするので、もっとちょっと急いでやってるっていう。今のタイミングでやるんだっていう何か宣言があるのかなっていう気がします。

【児玉専門委員】 構築で止めちゃってもいいんじゃないですかね。向けるとかいうんじゃないで、構築を目指すっていう。

【沖部会長】 ステップアップをステップアップ、進化、あるいは転換、何かやっぱり。

【田中専門委員】 変えるというイメージが、何かちょっとあったほうがいい。

【沖部会長】 次世代水政策元年と言っていた元、もう消しますけれども、一応決意を、昔とは違うぞと。今、田中先生がおっしゃったのは転換でしたかね。

【田中専門委員】 転換という言葉を使いましたが、別にこだわりませんが、それは。

【増子特別委員】 転換はいい感じがします。社会システムへの転換ということですね。

【田中専門委員】 そうです。

【小泉専門委員】 構築を取っちゃえばいいですね。

【沖部会長】 なるほど。

【小泉専門委員】 社会システムへの転換であれば、すっきりしますね。

【沖部会長】 「水の恵みを享受できる『幅を持った社会システム』への転換」。最後に、難しい「を」ぐらいつけますか、転換を。いらないですか。

【佐々木特別委員】 いらない。

【沖部会長】 いらない、はい。これはやっぱり児玉委員、やっぱり見出しのつけ方を一番効果的なのをおっしゃっていただいて。

【児玉専門委員】 転換で止めといたほうがほうがいいんじゃないですかね。

【沖部会長】 そうですか、はい。今最終案は、「今後の水資源政策のあり方について、～水の恵みを享受できる『幅を持った社会システム』への転換～」。今までは、幅を持った社会システムでは必ずしもなかったと。水の恵みを享受できるかという。だから、その中にはやはり持続可能という意味はあるけれども、そんなことは言わずもがなであるということですね。

よろしいでしょうか。ほかに最後、今資料4で、資料5は微妙でして、これ資料5は公式文書じゃないので、ある意味で言うと、資料4を受けて行政側が一言でまとめるところだよとお示しする資料ですが、できるだけ、先ほど清水委員から意見が出ましたように、この中にあるものを適切に反映して、書かれている要点は漏らさず全部書いていただくよう、これは資料4そのものになりますけれども、書き込んでいただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、ほかよろしいでしょうか。はい、それでは、どうもありがとうございました。

以上で審議を終わりたいと思いますけれども、まだやはりあとから、副題がやはりこちらのほうがいいんじゃないとか、あるいは中をご覧いただきまして、この表現はあいまいであるといったことがございましたら、今週をめどに文書でやはり出していただきまして、修正して最終案、最終の答申案というふうに作成させていただきたいと思います。

最後の答申案の作成でございますけれども、部会長一任とさせていただきますので、その上で、私のほうから水資源開発分科会に報告させていただくということにさせていただきますと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【沖部会長】 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

では、議事を事務局にお返ししたいと思います。

【寺田水資源政策課長】 沖部会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議は終了させていただきます。

本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省ホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましては、あらかじめ委員の皆様にご確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

また本日の資料ですが、郵送を希望される委員の方は、机の上にそのままにしておいていただければ、対応させていただきます。

最後に、藤山水資源部長より、ご挨拶を申し上げます。

【藤山水資源部長】 長期間のご審議、どうもありがとうございました。

もともとの入口のところがフルプラン水系、要するに中心的な水系、6水系、7水系がありますけども、議論は表題にも書いてありますように、水資源政策全体ということで受け止めて、なおかつ利用と水環境を含めての話の内容として、もう一度、頭の中を整理して、また最終的に修正を加えていきたいというふうに思います。

私自身は、数か月前に今のポジションに来ましたけれども、なかなかの一般の方々に分かってもらえない話として水利権の話をする、極端な話、封建時代から、要するに川の水利権の秩序というのが1つあって、明治29年に河川法ができたんですけども、それ以降の水利権というのは、国から任命される知事さんの権限で水利権が設定された。

時代的に言うと、明治の終わりごろから、もう人口が集中しているところでは、川からの取水に対して、上水道に対して知事さんの権限で水利権が付与された。

その後、時代的には水力発電が出てきた。昭和39年にこのこやってきたのが今の河川法。

ですから、いろんな秩序が各地域地域である中で、それで人口のアンバランスと集中と経済の発展の後追いで法体系ができてきたという経緯があるものですから、やはり非常に説明がしづらいものもあります。

今後のことを考えますと、いろんな水利用される方々といろんな話し合いをしながら、この地域では、こうやっていくのがベストなんじゃないかという、ですから全体の枠組みを構成していく必要があるかと思うんですけども、河川管理者というのは、今言いましたように、大きなロングレンジの中では後発的に出てきた人間が、今、河川管理をしておりますので、それについては俗に言うステークホルダーという、利用者も含めて、末端の利用者も含めると、非常に広範な方々が、要するに一緒になって考えていく必要があると思います。それを大上段に振りかぶって仕組みを作っていこうと思うと、どのくらいかかるのか、ちょっと今即座に答えが出てこないんですけども、今回、ご議論していただきましたこの内容、それと、あと何回か話出てきております水循環基本法というものもできましたので、それについては、どういう形が一番いいのか考える必要があります。

それがまたトップダウンで、国からこうやりなさいとかいう形ではなくて、地域地域でもやっぱりいろんな特色もあると思いますので、その辺のところがいい形で各地域でフレキシブルに多様化できるような形ができれば、一番いいかなと思うんですけども、これは個人的な思いだけなので、それをシステムとして、あるいは行政として、どういうふうに転がしていくのかという事柄については、また具体的に考えていかなきゃいけないと思います。またいろんなところでご意見をお伺いする機会があるかと思うので、今後とも、またよろしくをお願いします。

どうも、長期間にわたりご議論をいただきまして、ありがとうございました。

【寺田水資源政策課長】 以上をもちまして、閉会とさせていただきます。これまで熱心なご議論を賜りまして、ありがとうございました。